

令和2年第3回江差町議会定例会資料

資料1：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P 1
資料2：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 3
資料3：江差町高度無線環境整備推進事業【議案第4号関係】	…P 5
資料4：新生児特別定額給付金給付事業【議案第4号関係】	…P 8
資料5：インフルエンザ予防接種支援【議案第4、5号関係】	…P 9
資料6：老人福祉センター換気設備改修・在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修【議案第4号関係】	…P 10
資料7：一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付【議案第4号関係】	…P 11
資料8：漁業者経営維持化安定対策事業の概要【議案第4号関係】	…P 12
資料9：漁協経営継続緊急支援事業の概要【議案第4号関係】	…P 13
資料10：“エエ町江差”みんなの商品券事業の概要【議案第4号関係】	…P 14
資料11：町営レストラン感染拡大防止対策事業【議案第4号関係】	…P 15
資料12：江差追分会館換気設備改修事業【議案第4号関係】	…P 16
資料13：学校・避難所等トイレ洋式化改修【議案第4号関係】	…P 17
資料14：学校再開感染症対策・学習保障等支援事業【議案第4号関係】	…P 18
資料15：学校遠隔学習機能強化事業【議案第4号関係】	…P 19
資料16：修学旅行貸切バス追加借上支援事業【議案第4号関係】	…P 20
資料17：家庭学習対策通信機器整備支援事業【議案第4号関係】	…P 21
資料18：戸籍情報・戸籍附票システム改修【議案第4号関係】	…P 22
資料19：文化会館南側外壁補修工事【議案第4号関係】	…P 23
資料20：文化会館移動観覧席保守点検業務【議案第4号関係】	…P 24
資料21：北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表【議案第7号関係】	…P 25
資料22：北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表【議案第8号関係】	…P 26
資料23：北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表【議案第9号関係】	…P 27
資料24：教育委員会委員の任命について【同意第1号関係】	…P 28
資料25：固定資産評価審査委員会委員の選任について【同意第2号関係】	…P 29
資料26：令和2年度国・道への要望等状況一覧（令和2年3月1日～8月31日）	…P 30

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合</p> <hr/> <p>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項<u>の</u>規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき</p> <hr/> <p>は、第 1 項第 3 号</p>	<p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

江差町高度無線環境整備推進事業

1 事業目的

江差町全域に光ファイバによる情報通信基盤を整備することで、同一町内における情報格差を是正し、新型コロナウイルス禍の「新たな日常」への対応や情報通信基盤教育や医療、農業などの分野において情報通信技術（ICT・IoT）の活用を実現させるもの。

2 事業期間

令和2年9月～令和4年3月

3 事業費

73,555千円（負担金補助及び交付金）

【財源：臨時交付金（第3次）37,193千円、起債36,300千円、一般財源62千円】

4 事業概要

総務省高度無線環境整備推進事業（民設民営一部負担金方式）を活用して、民間事業者（NTT東日本）により町内全域に光回線を敷設整備し、整備費の一部を負担する。

- (1) 令和4年3月敷設工事完了、同5月光サービス提供開始予定
- (2) 光サービス提供開始前、住民に対しサービス利用加入促進を実施
- (3) 上記と同時に当該事業実施要件である無線局開設（計画）として、各家庭負担での家庭用Wi-Fi整備を促進する

整備地域地図



整備地域地図



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

【事業区分：Ⅱ 雇用の維持と事業の継続～暮らしを支え、守りきる～】

新生児特別定額給付金給付事業

【町民福祉課】

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施された特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）後に生まれた子どもは同給付金の対象外のため、町の独自事業として感染予防対策及び育児応援のため、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子ども1人につき10万円を、世帯主（令和2年4月27日以前から引き続き江差町に住所を有する者に限る）に給付する。

2. 事業費

2,700千円（27名×100千円）

3. 事業概要

・給付対象者

特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）後に、生まれた新生児（令和2年4月28日から令和3年3月31日生まれ）

・給付額

新生児1人につき10万円

・受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主（原則）で、令和2年4月27日以前から引き続き江差町に住所を有する者

インフルエンザ予防接種支援（地方創生臨時交付金事業）

● 目的

高齢者及び乳幼児等のインフルエンザの重症化予防とともに、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断が必要となる医療機関への負担軽減を図ることを目的とする。

● 対象者

江差町に住所を有する

①65 歳以上

②60～64 歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

③生後 6 か月～中学 3 年生

※①②は「予防接種法 定期予防接種 B 類疾病」対象者

● 助成額

接種費用全額助成

● 助成方法

町内医療機関での接種 現物給付

町外医療機関での接種 償還払い

● 補正予算額

12,275千円

一般会計 12,275 千円（国保会計繰出金 2,492 千円含む）

国保会計 2,492 千円（一般会計繰入金）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

【事業区分：Ⅰ 感染防止】

老人福祉センター換気設備改修

【高齢あんしん課】

1. 事業目的

社会福祉拠点であり、下町の緊急避難場所に指定されている江差町老人福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症予防対策として、日常的な利用の安心安全を守り、緊急時における集団感染を予防できるよう換気設備の改善を図る。

2. 事業期間

令和2年9月～令和2年11月

3. 事業費

1,702千円

4. 事業概要

各排煙窓への網戸新設とオペレーターの調整・交換

①網戸設置 施設全体 34枚

②排煙装置 10か所

【事業区分：Ⅰ 感染防止】

在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修

【高齢あんしん課】

1. 事業目的

通所介護（デイサービス）の提供が行われており、市街地の緊急避難場所に指定されている江差町在宅型総合福祉施設まるやまにおける新型コロナウイルス感染症予防対策として、日常的な利用の安心安全を守り、緊急時における集団感染を予防できるよう換気設備の改善を図る。

2. 事業期間

令和2年9月～令和2年11月

3. 事業費

1,578千円

4. 事業概要

各排煙窓への網戸新設とオペレーターの調整・交換

①網戸設置 施設全体 30枚

②排煙装置 8か所

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

【事業区分：Ⅱ 雇用の維持と事業の継続】

一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付

【総務課】

- 1 事業目的
感染リスクの高い、一般廃棄物収集運搬事業者に対し、新型コロナウイルス感染予防対策にかかる給付金支援を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大防止及び雇用の維持を図る。
- 2 事業期間 令和2年9月～10月（申請～給付）
- 3 事業費 400千円
- 4 事業概要
江差町に住所を有し、南部桧山衛生処理組合の収集委託を受けている、江差町内の一般廃棄物収集運搬事業者に対して、1事業者あたり200千円を給付する。

漁業者経営維持化安定対策事業の概要

<2020.9.2 産業振興課>

◇事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、水産物や加工品の価格の低下、在庫の滞留等、厳しい経営環境にある漁業者に対し、事業継続の後押しや、経済活動の下支えを図ることを目的に緊急支援を行うものである。

◇対象者

江差町内に住所を有する、ひやま漁業協同組合江差支所に所属する正組合員を対象とする。

◇支援内容

上記対象者1人あたり65,000円を支給する。
(※令和2年第2回江差町議会臨時会にて可決した「漁業者経営維持化安定対策事業」をもとに残額1/2分を支援する。)

◇事業費 4,550千円

<積算根拠:65,000円×70名>

ひやま漁協江差支所水揚状況 (R2年度, 4~7月) :

年度	R2(4月~7月)			R1(4月~7月)			R2/R1同期対比				
	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)		
いか	12.1	7,857	647	5.2	4,078	785	+6.9	234%	+3,779	193%	-138
ます	11.8	7,643	649	19.0	13,425	706	-7.2	62%	-5,782	57%	-57
やりいか	0.1	234	1,599	0.2	333	1,595	-0.1	70%	-99	70%	4
ひらめ	13.3	7,529	565	12.2	9,990	821	+1.1	109%	-2,460	75%	-255
たこ	47.4	23,415	494	46.7	25,949	555	+0.7	102%	-2,534	90%	-62
なまこ	10.1	57,405	5,703	13.7	101,641	7,445	-3.6	74%	-44,236	56%	-1,742
うに	19.4	17,138	884	19.3	24,819	1,288	+0.1	101%	-7,681	69%	-404
紅ズワイ	236.6	81,615	345	400.6	142,805	356	-164.1	59%	-61,190	57%	-11
総合計	350.8	202,836	578	516.9	323,041	625	-166.0	68%	-120,205	63%	-47

(出典：ひやま漁協調べ)



漁協経営継続緊急支援事業の概要

<2020.9.2 産業振興課>

◇事業の目的

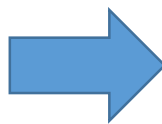
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁協の経営負担の軽減を図るため、漁協が行う水産資源の付加価値向上に向けた取組に対し、広域事業として、北海道及びひやま漁業協同組合構成町が支援を行うものである。

◇対象者

ひやま漁業協同組合

◇取組内容

大型魚箱(1トン)を購入し、鮮度保持及び作業効率の向上、経費の節減等を図る。



外寸：1700×1240×730mm

◇補正予算要求額

500千円

<事業費の全体像>

(単位：千円)

区 分	支援額	魚箱配置数	備 考
江差町	500	6	江差支所
上ノ国町	500	6	上ノ国支所
乙部町	500	6	乙部支所
奥尻町	500	6	奥尻支所
せたな町	500	18	瀬棚支所・大成支所・貝取潤支所
八雲町	500	6	熊石支所
ひやま漁協	500	2	
北海道	2,000	-	
計	5,500	50	

“エエ町江差”みんなの商品券事業の概要

<2020.9.2 産業振興課>

◇事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の消費活動が低迷するなか、町民の家計支援を行うとともに、町内事業所又は店舗での消費を促すことによる経済の好循環を推進することを目的に、町民全員に町内で活用できる商品券を配布する。

◇配布対象者

江差町に住民登録されている全町民を対象とする。
(基準日:令和2年10月1日)

◇配布する商品券

江差町が発行する「“エエ町江差”みんなの商品券」を町民1人あたり5,000円(1,000円券×5枚)分配布する。

◇配布の方法

簡易書留にて、世帯主に対し世帯員全員分の商品券を送付する。
なお、不在者や施設入所者等については、定額給付金の例を参考に対応する。

◇利用期間

発行日から令和3年1月末日までとする。

◇事業の実施方法

取扱店の募集や事業周知、換金等の事務を江差商工会へ委託する。

◇事業予算

【総事業費 43,000千円】

(単位:千円)

区 分		金 額	内 訳	
10	需用費	900	窓付封筒印刷等	200
			消耗品等	200
			商品券印刷代	500
11	役務費	2,200	商品券発送(簡易書留)	2,200
12	委託料	39,900	商品券換金代	37,000
			消耗品等	100
			ステッカー等印刷代	650
			振込手数料	300
			事務費(額面額の5%以内)	1,850
計		43,000		

町営レストラン感染拡大防止対策事業

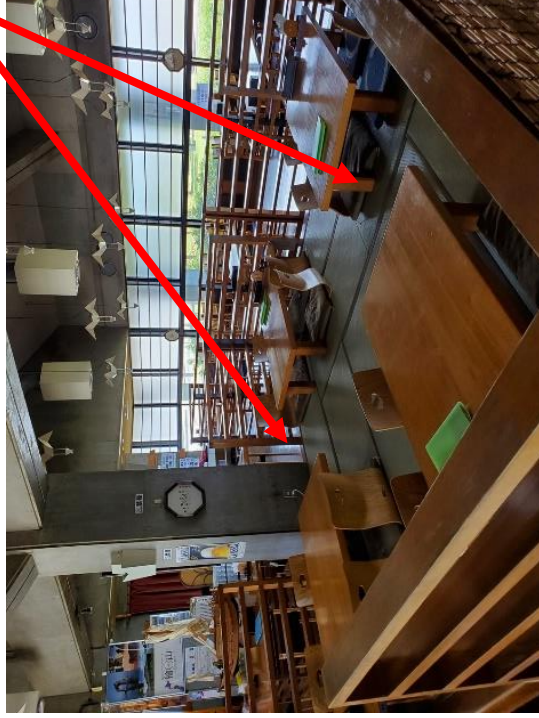
【追分観光課】

【目的】	町営レストランにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、業種別ガイドラインに基づき感染予防対策を講じ、安心して利用ができる環境を整備する。
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ○レジカウンターへアクリル仕切板の設置 ○レジ前順番待ちの間隔誘導表示の設置 ○座敷席の各テーブル間へのパーテーション設置（4か所）
【事業費】	330千円



座敷席パーテーション設置

中央座敷席



窓側座敷席



江差追分会館換気設備改修事業

総事業費

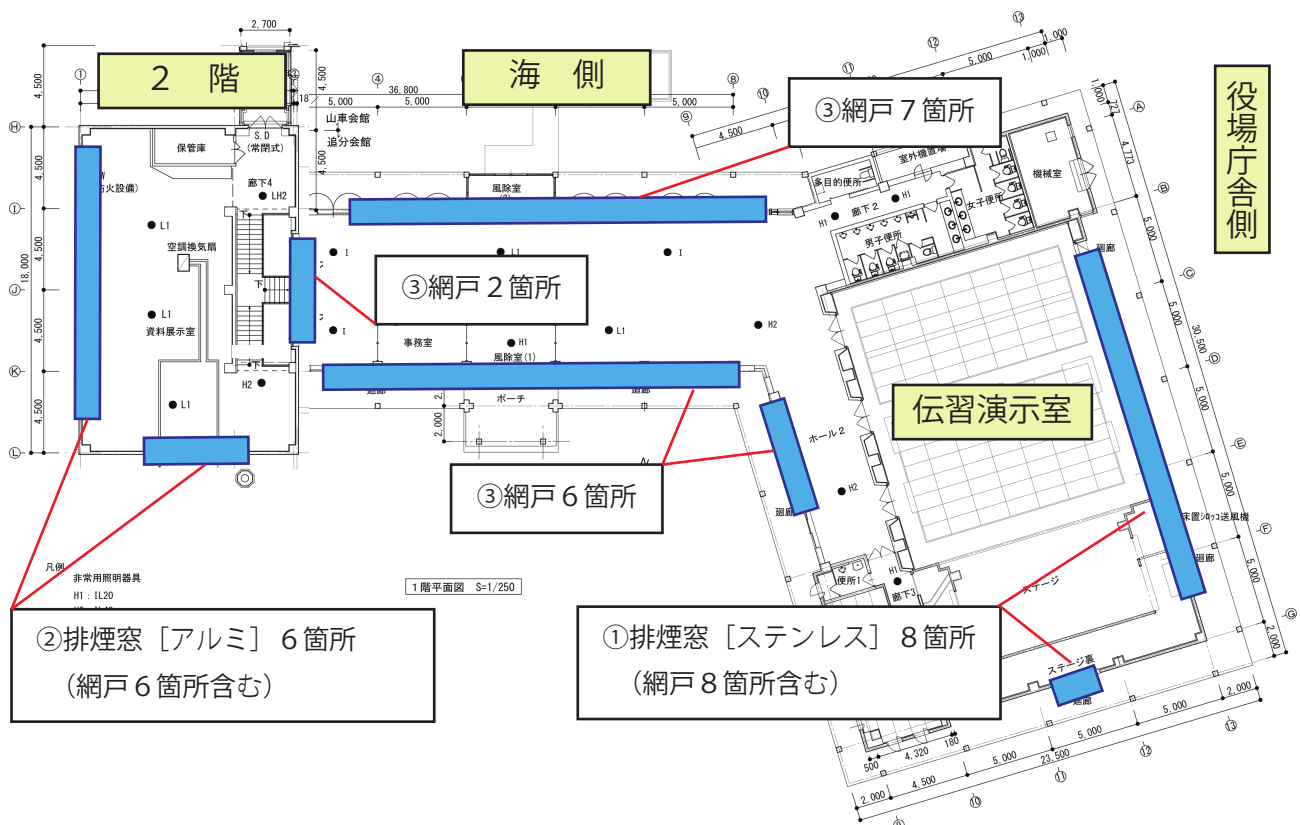
換気設備改修事業 12,532千円

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第2次）対象事業】

事業概要

江差追分会館は、町の主要観光施設であり実演鑑賞等多くの観光客が観覧することから、新型コロナウイルス感染対策を図る観点で、換気を改善するために、鉄製排煙窓の改良及び新たに網戸を設置する。

- ①排煙窓〔ステンレス〕改良 8箇所（網戸8箇所設置含む）
- ②排煙窓〔アルミ〕改良 6箇所（網戸6箇所設置含む）
- ③網戸設置〔既存排煙窓箇所〕 15箇所



学校・避難所等トイレ洋式化改修

事業目的 新型コロナウイルス等の感染の一因として、水洗トイレの便器洗浄時に病原体を含み飛散するエアロゾルが危険視されている。本事業により和式トイレを洋式化し、病原体の飛散を防ぎ、感染リスクの軽減を図る。

施設名 (事業費)		現在の数	和式整備内訳			改修後の総数	備考		
			内洋式	内和式	洋式化			残置	撤去
江差小学校 (17,270千円)	男	14	3	11	6	0	5	9	和式10ブースを5ブースに変更、和式便器5撤去
	女	25	11	14	10	0	4	21	和式9ブースを5ブースに変更、和式便器4撤去
	計	39	14	25	16	0	9	30	
南が丘小学校 (3,960千円)	男	7	4	3	3	0	0	7	
	女	11	6	5	5	0	0	11	
	計	18	10	8	8	0	0	18	
江差北小学校 (4,663千円)	男	6	3	3	3	0	0	6	
	女	10	6	4	4	0	0	10	
	計	16	9	7	7	0	0	16	
小学校合計 (25,893千円)	男	27	10	17	12	0	5	22	
	女	46	23	23	19	0	4	42	
	計	73	33	40	31	0	9	64	

施設名 (事業費)		現在の数	和式整備内訳			改修後の総数	備考		
			内洋式	内和式	洋式化			残置	撤去
江差北中学校 (5,278千円)	男	5	3	2	2	0	0	5	
	女	9	3	6	6	0	0	9	
	計	14	6	8	8	0	0	14	

学校分事業費合計:31,171千円

施設名 (事業費)		現在の数	和式整備内訳			改修後の総数	備考		
			内洋式	内和式	洋式化			残置	撤去
江差町文化会館 (7,832千円)	男	15	7	8	4	4	0	15	
	女	30	15	15	9	4	2	28	2箇所和式2台、ブース2面を撤去し洋式へ改修
	計	45	22	23	13	8	2	43	

学校再開感染症対策・学習保障等支援事業

1 事業目的・概要

臨時休業後の各学校の再開に際し、感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学習保障するための取組を行うに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、教師が児童・生徒の理解度をより高める授業を行うために活用するプロジェクターやスクリーン、実物投影機、テレビなどの大型提示装置等を整備する。

2 事業費 10,932 千円（小学校費：6,533 千円、中学校費：4,399 千円）

3 事業費等内訳

（単位：千円）

	品名	小学校費		中学校費		合計		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
歳出	プロジェクター	18	3,885	5	1,548	23	5,433	
	スクリーン	17	962			17	962	
	プロジェクター台等附則品	13	748	3	241	16	989	
	実物投影機	6	581			6	581	
	ホワイトボードスタンド			2	1,100	2	1,100	
	大型テレビ、設置台	1	338	4	1,289	5	1,627	
	タブレットスタンド	5	19	3	23	8	42	
	プリンター			3	198	3	198	
	計		6,533		4,399		10,932	
歳入	教育費国庫補助金		3,000		2,000		5,000	

4 事業期間 令和2年9月から令和3年3月まで

5 補助事業名

学校保健特別対策費事業費補助金（学校再開に伴う感染症・学習保障等に係る支援事業）

補助率：2分の1

補助上限額：1,000 千円

学校遠隔学習機能強化事業

1 事業目的・概要

学校の臨時休業等の際に、学校と児童生徒のやり取りが同時双方向で円滑にできるよう、学校側で使用するカメラやマイクなどの遠隔学習等に対応した設備を整備する。

2 事業費 400 千円（小学校費：240 千円、中学校費：160 千円）

3 事業費等内訳

（単位：千円）

	品名	小学校費		中学校費		合計		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
歳出	カメラ、マイク等	3組	240	2組	160	5組	400	
	計		240		160		400	
歳入	教育費国庫補助金		52		35		87	

4 事業期間 令和2年9月から令和3年3月まで

5 補助事業名

公立学校情報機器整備費補助金（学校からの遠隔学習機能の強化事業）

補助率：2分の1

補助上限額：1校当たり17,500円

修学旅行貸切バス追加借上支援事業 (新型コロナウイルス感染症予防対策)

1 事業目的・概要

修学旅行で利用する貸切バスを増便することにより車内での密接を回避し、新型コロナウイルス感染のリスクを低減を図ることを目的に、通常1台利用する貸切バスを2台に増やすことにより要する2台目の費用を支援する。

2 事業費 737千円 (小学校費：262千円、中学校費：475千円)

3 事業費等内訳

(単位：千円)

	項 目	小学校費		中学校費		合 計		備 考
		数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	
歳出	乗務員宿泊費			2	37	2	37	
	大型貸切バス	1	251	1	389	2	640	
	有料道路料金等	1	11	1	49	2	60	
	計		262		475		737	

※ 小学校費：南が丘小・江差北小合同（青森県内）、中学校費：江差中学校（青森・秋田・岩手県）

4 事業期間 令和2年10月、11月

家庭学習対策通信機器整備支援事業

1 事業目的・概要

臨時休業等の際に、児童生徒へ貸出可能なモバイル Wi-Fi ルーター等を一定数整備しておくことにより、Wi-Fi 環境が整えられない家庭においてもインターネットを活用した家庭学習等が可能となる通信環境を提供し、学びの継続を支援する。

2 事業費 1,447 千円（小学校費：840 千円、中学校費：607 千円）

3 事業費等内訳

(単位：千円)

	項 目	小学校費		中学校費		合 計		備 考	
		数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額		
歳出	通信費	17	276	13	211	30	487		
	機器	モバイルWi-Fiルーター	17	204	13	156	30	360	可搬型
		Wi-Fiルーター	30	360	20	240	50	600	据置型
		小計	47	564	33	396	80	960	
	計		840		607		1,447		
歳入	教育費国庫補助金		170		130		300		

4 事業期間 令和2年9月から令和3年3月まで

5 補助事業名

公立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業）

補助率：定額

補助上限額：可搬型機器1式当たり1万円

戸籍情報・戸籍附票システム改修

◎概要

- 令和元年5月成立のデジタル手続法に伴い、地方公共団体において、国外転出者がインターネット上で確実な本人確認を実施するため、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を可能とすることが決定した。
- 地方公共団体情報システム機構より提示されたシステム改造仕様書に適応するために必要な住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修を行うもの。
- 住民基本台帳システム改修にかかる費用の増額補正、戸籍附票システム改修については、財源更正を行うもの。

単位：千円

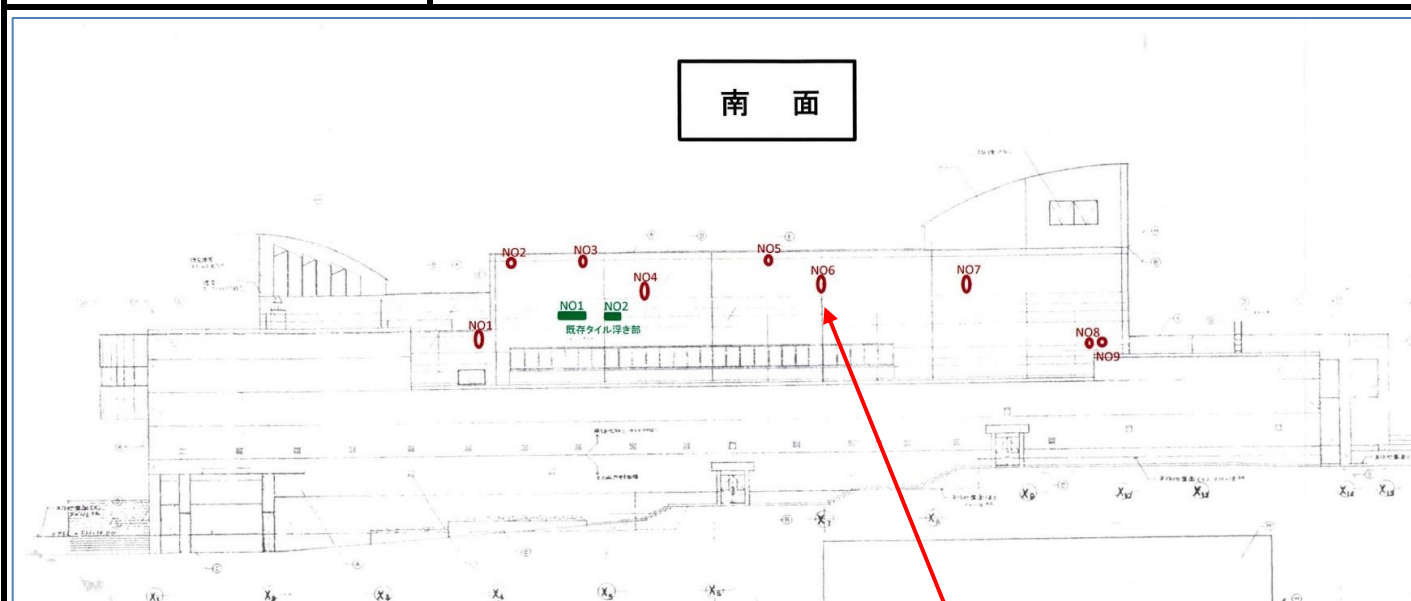
事業名	補助区分	補助率	予算額	財源	
				国庫補助金	一般財源
住民基本台帳システム改修 (補正予算)	総務省所管 社会保障・税番号システム整備費補助金 (国外転出者によるマイナンバーカード等の 利用に係るものに限る。)	10/10 (千円未満切捨)	2,217 (今回補正)	2,216	1
戸籍附票システム改修 (財源更正)	〃	10/10 (千円未満切捨)	4,928 当初予算計上済	4,928	▲4,928

○スケジュール

内 容	分類	令和2年9月		令和2年10月		令和2年11月		令和2年12月		令和3年1月		令和3年2月		令和3年3月	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
システム改修															
1 基本設計	設計														
2 マスタ設計	設計														
3 住基・戸籍附票システム改修	開発														
4 総合テスト	テスト														
5 関連システムとの連携テスト	テスト														
6 セットアップ動作検証	セットアップ														

令和2年度江差町文化会館南側外壁補修工事 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課
事 務 事 業 名	令和2年度江差町文化会館南側外壁補修工事
総 事 業 費	1,023千円(14節)
施 行 内 容	外壁鉄筋露出部補修(300×300以内) 8箇所 外部鉄筋露出部補修(300×600以内) 1箇所 外部タイル浮き部張替 20枚
経 過 と 現 状	<p>築30年が経過しており施設が老朽化している状況にあります。南側外壁において外壁コンクリートのクラックや鉄筋の腐食が原因による外壁の爆裂、コンクリート下地のタイル貼り部分が浮いている状況等、外壁の状態が悪いことが確認できます。</p> <p>今後、雨水等が浸入することによる腐食の進行や冬期間の凍害による被害拡大が懸念され、屋内への雨漏りなど施設維持の観点から補修工事を取り進めるもの。</p>



令和2年度江差町文化会館移動観覧席保守点検業務 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課
事 務 事 業 名	令和2年度江差町文化会館移動観覧席保守点検業務
総 事 業 費	964千円(12節)
業 務 内 容	<p>移動観覧席の外観、各部の取付状態、動作、電気関係の点検を行い現在の状況を確認するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観点検5項目(外観状態を目視等により確認) ・各部取付状態点検7項目(部品の締結状態を確認) ・動作点検13項目(動作中及び停止後の状態を確認) ・電気関係8項目(制御装置の機器、配線の状態を確認)
経 過 と 現 状	<p>開設当初より、大ホールに移動観覧席が配備され30年が経過し、移動観覧席も不具合がでてきている。現在、中央最前列座席の安全装置が機能していない状態にあり使用不能となっており、大ホールの役割及び機能を発揮できていない状況にあります。このため、本保守点検を行い、利用者への安心安全なサービスを提供するため取り進めるもの。</p>



北海道市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正案		現行																									
<p>附 則 (令和元年市町村第1105号指令) (略)</p> <p>附 則 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</p>		<p>附 則 (令和元年市町村第1105号指令) (略)</p>																									
<p>別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局(11)</td> <td>(略)、石狩教育研修センター組合、<u>札幌広域圏組合</u>、北海道後期高齢者医療広域連合(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局(15)</td> <td>(略)、長万部町、<u>山越郡衛生処理組合</u>、南渡島消防事務組合(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局(31)</td> <td>(略)、長幌上水道企業団、<u>南空知公衆衛生組合</u>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局(11)	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合(略)	渡島総合振興局(15)	(略)、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)	(略)	(略)	空知総合振興局(31)	(略)、長幌上水道企業団、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)	(略)	(略)	<p>別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局(12)</td> <td>(略)、石狩教育研修センター組合、<u>札幌広域圏組合</u>、北海道後期高齢者医療広域連合(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局(16)</td> <td>(略)、長万部町、<u>山越郡衛生処理組合</u>、南渡島消防事務組合(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局(32)</td> <td>(略)、長幌上水道企業団、<u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u>、<u>南空知公衆衛生組合</u>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局(12)	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合(略)	渡島総合振興局(16)	(略)、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)	(略)	(略)	空知総合振興局(32)	(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)	(略)	(略)
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																										
石狩振興局(11)	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合(略)																										
渡島総合振興局(15)	(略)、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)																										
(略)	(略)																										
空知総合振興局(31)	(略)、長幌上水道企業団、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)																										
(略)	(略)																										
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																										
石狩振興局(12)	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合(略)																										
渡島総合振興局(16)	(略)、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)																										
(略)	(略)																										
空知総合振興局(32)	(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)																										
(略)	(略)																										
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td>(略)、石狩教育研修センター組合、<u>札幌広域圏組合</u>、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、<u>山越郡衛生処理組合</u>、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、<u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u>、<u>南空知公衆衛生組合</u>(略)</td> </tr> <tr> <td>10(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する団体	1～7(略)	(略)	8(略)	(略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)	10(略)	(略)	<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td>(略)、石狩教育研修センター組合、<u>札幌広域圏組合</u>、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、<u>山越郡衛生処理組合</u>、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、<u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u>、<u>南空知公衆衛生組合</u>(略)</td> </tr> <tr> <td>10(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する団体	1～7(略)	(略)	8(略)	(略)	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)	10(略)	(略)				
共同処理する事務	共同処理する団体																										
1～7(略)	(略)																										
8(略)	(略)																										
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)																										
10(略)	(略)																										
共同処理する事務	共同処理する団体																										
1～7(略)	(略)																										
8(略)	(略)																										
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、 <u>南空知公衆衛生組合</u> (略)																										
10(略)	(略)																										

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

新		旧	
<p>本則 略</p> <p>附 則 (令和2年3月27日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>		<p>本則 略</p> <p>附 則 (令和2年3月27日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	(略)	石狩管内	(略)
渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	(略)	檜山管内	(略)
後志管内	(略)	後志管内	(略)
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内～根室管内	(略)	上川管内～根室管内	(略)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>附 則(令和2年5月25日総行市第45号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合</p> <hr/> <p>北部桧山衛生センター組合</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村総合事務組合</p> <hr/> <p>十勝中部広域水道企業団</p> <p>(略)</p> <p>釧路白糠工業用水道企業団</p> <hr/> <p>南空知葬斎組合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則(令和2年5月25日総行市第45号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合</p> <p><u>山越郡衛生処理組合</u></p> <p>北部桧山衛生センター組合</p> <p>(略)</p> <p>北海道市町村総合事務組合</p> <p><u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u></p> <p>十勝中部広域水道企業団</p> <p>(略)</p> <p>釧路白糠工業用水道企業団</p> <p><u>札幌広域圏組合</u></p> <p>南空知葬斎組合</p> <p>(略)</p>

氏名 加 澤 優香子

生年月日 昭和37年11月13日生（57歳）

住 所 檜山郡江差町字泊町243番地



最終学歴 昭和58年3月 小樽女子短期大学英文科卒業

職歴等 平成12年1月 函館薬剤師会相談員
 平成14年7月 (株)ニチイ学館
 平成15年4月 檜山支庁総務部社会福祉課（母子自立支援員）
 平成16年4月 檜山保健福祉事務所保健環境部保健行政室（母子自立支援員）
 平成25年4月 から現在 檜山振興局保健環境部社会福祉課（母子父子自立支援員）

公職等 平成10年11月から平成20年9月 江差町社会教育委員
 平成20年10月から平成24年9月 江差町教育委員会委員（第1期）
 平成24年10月から平成28年9月 江差町教育委員会委員（第2期）
 平成28年10月から現在 江差町教育委員会委員（第3期）

氏 名 横 野 晃 一

生年月日 昭和31年3月11日生（64歳）

住 所 江差町字中歌町25番地の4



最終学歴 昭和53年 3月 東京工芸大学卒業

主な職歴 昭和58年 4月 (有)ヨコノ印刷 入社

平成20年11月 (有)ヨコノ印刷 代表取締役

公職歴等 平成23年10月から現在 江差町固定資産評価審査委員会委員
平成30年 6月から現在 江差町選挙管理委員会委員

【令和2年度 国・道への要望等状況一覧】

(令和2年3月1日から令和2年8月31日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
江差町	光ファイバー整備に係る支援について	長谷川 岳総務副大臣	6月26日 (東京都)
高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会 (事務局：江差町)	高規格幹線道路「函館・江差自動車道」の整備における木古内・江差間の早期事業着手について	国土交通省北海道局 国土交通省道路局 財務省主計局 北海道内選出国會議員 北海道開発局 北海道開発局函館開発建設部	7月1日 (要望書郵送) ※檜山地域振興協議会経由
江差町	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路「函館・江差自動車道」の整備における木古内・江差間の早期事業着手について 道立江差病院の機能維持・充実について 栽培漁業の推進について 農業競争力基盤整備強化特別対策事業の実施期間の延長について 新たな過疎対策法の制定などに関する要望について 	北海道議会民主・道民連合委員会	8月21日 (江差町)

